

看護小規模多機能型居宅介護サービス 契約書
(介護保険)

医療法人へブロン会大宮中央総合病院
いわつき樹林

居宅サービス契約書(看護小規模多機能型居宅介護)

____様(以下「契約者」と略します)と、医療法人へブロン会大宮中央総合病院(以下「事業者」と略します)は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を提供します。
2. それぞれのサービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第2条(契約者の要介護状態区分等)

1. 契約者の契約日時点における要介護状態区分は_____です。
2. この契約の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までです。
3. 契約者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスを受ける都度、事業者に被保険者証を提示し、事業者は、当該被保険者証により、契約者の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。
4. 契約者と事業者とは、この契約が更新される毎に更新時点での契約者の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付します。

第3条(指定を受けているサービス及び事業所)

1. 事業者は、別紙『重要事項説明書』に記載した地域密着型サービスについて、さいたま市長から、介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業者として指定を受けています。
2. 契約者は別紙『重要事項説明書』に利用事業所として記載された事業所から、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けます。
3. 事業者の概要及び職員体制については、別紙『重要事項説明書』に記載したとおりです。

第4条(契約期間)

1. この契約の期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日とします。ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 上記契約期間満了日の30日以上前までに契約者から更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以後の同様とします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。
ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条(看護小規模多機能型居宅介護サービスの基本内容)

1. 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスとして、①通いサービスを中心として、②訪問介護サービス、③訪問看護サービス、④宿泊サービス、⑤その他電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを組み合わせたサービスを提供します。
2. 事業者が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙『重要事項説明書』のとおりです。
3. 事業者が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約を別に契約を締結する必要があります。

第6条(短期利用居宅介護)

1. 事業者は、次の場合に限り、当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供します。

- (1) 当事業所の登録者数が、定員未満であって、契約者の状態や家族等の事情により緊急に利用することが必要と認めた場合です。
- (2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合且つ、事業所の介護支援専門員が提供に支障がないと認めた場合です。
- (3) 利用の開始にあたって7日以内、契約者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用を可能とします。

第7条(看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的取扱方針)

1. 事業者は、事業所に所属する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、契約者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
2. 事業者は、契約者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第10条に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、契約者が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
3. 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、機能訓練及び必要な援助を行います。
4. 事業者は、提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
5. 事業者は、契約者の被保険者証に認定審査意見書が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
6. 事業者は、懇切丁寧に看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、契約者に対し、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
7. 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
8. 事業者は、契約者が通いサービス及び訪問介護サービス、訪問看護サービスを利用していない日においても可能な限り、電話等による見守り等、契約者の居宅における生活を支えるサービスを提供します。

第8条(居宅サービス事業者等との連携)

1. 事業者は、契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、契約者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
3. 事業者は、契約者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了にあたり、契約者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、契約者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第9条(居宅サービス計画の作成・変更等)

1. 事業者の介護支援専門員は、契約者の居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。
2. 事業者の介護支援専門員は、契約者の居宅サービス計画の作成変更の際には、「さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月27日条例第73条)」に沿って行います。
3. 事業者は、契約者が他の看護小規模多機能型居宅介護事業者を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第10条(看護小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更)

1. 事業者の介護支援専門員は、契約者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
2. 看護小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
3. 事業者の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び契約者の様態の変化等を把握し、契約者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。

4. 事業者は、契約者に対し、いつでも看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。
事業者の介護支援専門員は、契約者からの申し出があった場合、第1条に規定する看護小規模多機能型居宅介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、契約者の希望に沿うよう計画を変更します。
5. 事業者の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し又は変更した際には、契約者に対しその内容を説明します。提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、契約者の同意を得ます。

第11条(看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録)

1. 事業者は、契約者に対して、看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等に必要事項を、事業者の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
2. 事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
3. 事業者は、契約者に対し、いつでも1項に規定する書面その他契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
ただし、謄写に際して、事業者は契約者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
4. 事業者は、契約者に対して、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第12条(利用料等)

1. 事業者が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙『重要事項説明書別紙1』に記載したとおりです。
2. 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、契約者は、事業者に対し、さいたま市発行の「介護保険負担割合証」に記載の負担割合1割若しくは2割若しくは3割の保険料を支払います。
ただし、契約者が保険給付を償還払い(一旦契約者が事業者に対し全額を支払い、その後契約者が市から9割若しくは8割若しくは7割の方法)で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
3. 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、契約者は、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
4. 事業者は、契約者に対し、毎月翌月15日までに、当月のサービス内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
請求書には、契約者が利用した看護小規模多機能型居宅介護サービスにつき、利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を明示します。
5. 事業者は、契約者に対し、当月の利用料を、毎月末日までに契約者指定口座から自動引き落としします。短期利用サービスの契約者は銀行振り込みとするか、事業所職員が徴収にお伺いさせていただき現金支払いのいずれかの方法で支払います。
6. 事業者は、契約者から利用料等の支払いを受けたときは、契約者に対し、領収書を発行します。領収書には、事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

第13条(保険給付のための証明書の交付)

1. 事業者は、契約者に対して提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約者から利用料の全額の支払いを受けた場合、契約者から求められたときは、契約者に対し、サービス提供証明書を交付します。
2. サービス提供証明書には、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

第14条(利用料の滞納)

1. 契約者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3か月以上滞納した場合において、事業者が契約者に対して2週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は、契約者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
2. 契約者が、事業者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、契約者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第15条(契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

1. 契約者が死亡したとき。
2. 第16条に基づき、契約者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
3. 第17条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
4. 第18条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
5. 契約者が介護保険施設へ入所したとき。

第16条(契約者の解約権)

契約者は、事業者に対し、いつでも契約の解約を申し入れることができます。

この場合には30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第17条(事業者の解約権)

事業者は、契約者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるこの看護小規模多機能型居宅介護サービス利用契約に目的を達することが不可能となったとき、30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第18条(天災等の不可抗力)

契約の有効期間中、地震等の天災その他、事業者の責に帰すべからざる事でサービスの実施ができなくなった場合、事業者は契約者に対して当該サービスを提供する義務を負いません。

第19条(損害賠償)

1. 事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、契約者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者に対して損害を賠償します。
ただし、契約者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
2. 事業者は、万が一の事故発生に供えて損害保険会社の損害賠償責任保険に加入しています。

第20条(緊急時の対応)

サービス提供中に契約者の様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

第21条(身分証携行義務)

事業者の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、契約者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第22条(秘密保持)

1. 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって知り得た契約者又はその家族の秘密を洩らしません。
2. 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中知り得た契約者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
3. 事業者は、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該契約者の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者又はその家族の個人情報は用いません。
4. 事業者及び事業者の従業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者又はその家族の同意を得ることなく、契約者又はその家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 契約者について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要性が生じ、同法令第7条、第21条1項ないし第3項及び6項により守秘義務が免除される時。
 - (2) 契約者について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ契約者の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

第23条(苦情処理)

1. 契約者又はその家族は、提供された看護小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙『重要事項説明書』記載のご契約者相談窓口にご苦情を申し立てることができます。

名称	いわつき樹林
電話番号	048-795-6462

2. 契約者は、介護保険法令に従い、市及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
3. 事業者は、契約者が1項又は2項の苦情申立を行った場合、これを理由として契約者に対して何らの差別待遇もいたしません。
4. 事業者は、契約者から提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第24条(合意管轄)

1. 本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、さいたま地方裁判所を第一審判管轄裁判所とすることを契約者及び事業者は予め合意します。

第25条(契約外条項)

1. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、契約者、事業者の協議により定めます。
2. 本契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、契約者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第26条(禁止事項)

1. 契約者及び家族は、サービス提供中に職員の承諾なく、会話、サービスの提供風景等を録音、または写真撮影(SNS等への掲載を含む)をしてはならないものとします。
2. サービス提供にあたっての禁止事項
 - ①職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ。誹謗中傷等の迷惑行為
 - ②カスタマーハラスメント・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為
 - ③サービス利用中に、職員を含む契約者本人以外の写真や動画撮影、録音等を無断でSNSに掲載すること。ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

以上のとおり、看護小規模多機能型居宅介護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

<契約者>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電 話 _____

緊急連絡先 氏名 _____

緊急連絡先 電話 _____

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<事業主>

(事業者)

住 所 埼玉県さいたま市北区東大成町1丁目227番地

事業者 医療法人へブロン会 大宮中央総合病院

代表者 理事長 四宮 敏彦 ㊞

(事業所)

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区西町3丁目2番24号

事業所 いわつき樹林

管理者 佐藤 雄太